

業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の除草等を行うものとする。
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

1. 除草

除草(A) (武久～垢田線、綾羅木海浜通り、考古博物館通り、長府綾羅木線)
5月、 8月、 10～11月 計 3 回

除草(B) (新下関西綾羅木川通り)
4月、 6月、 10～11月 計 3 回

2. 剪定

剪定下木(A)(綾羅木海浜通り及びその他路線のツツジ類)
4～6月 計 1 回

※ 剪定下木(A)(ツツジ類)については、花期終了後花芽がつく前までに剪定を終わらせることとする。

剪定下木(B)(ハマシバ、トベラ、シャリンバイ)
8月 計 1 回

剪定上木(A)
4月～5月 計 1 回

剪定上木(B)
8月～9月 計 1 回

剪定上木(C)
12月 計 1 回

※ 指定月内に実施箇所の除草等を実施すること。

実施日については、委託者と協議の上、決定する。

また予定月によりがたい場合においても、委託者と協議の上、決定する。

※ 除草等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。

※ 除草及び種別ごとの剪定等の具体的な内容は、別紙2のとおりとする。

※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木等の面積又は本数が減少した場合は、受託者は、減少した面積又は本数と同等の面積又は本数の剪定等を行うものとする。

その場合、剪定等をする樹木等については、委託者が指定する。

※ 業務実施前に本数及び幹周について別紙2記載内容と現場確認を行い、照合した内容を速やかに報告書(様式任意)として提出すること。

路線名	位置	樹種名	全体の状況(参考)					剪定下木(m ²)		剪定上木(A)			剪定上木(B)			剪定上木(C)		除草(m ²)	
			上木1	上木2	上木3	下木本数	下木面積(m ²)	(A)	(B)	上木1	上木2	上木3	上木1	上木2	(A)	(B)			
新堀田 はましば通り	市道新堀田東町10	ハマシバ					76		76										
新堀田 玉いぶき通り	市道新堀田南町10	タマイブキ (枯死)																	
新堀田 ヒベら通り	市道新堀田西町4	トベラ					93		93										
新堀田 シャリンバイ通り	市道堀田線	シャリンバイ					61		61										
新堀田緑道 (A)	市住12号棟裏～ 堀田幼稚園横	マテバシイ ホルトノキ ツバキ ギョウチクトウ シシガシラ ヒラドツツジ シャリンバイ	8 2 3 26 7 84 16	3 2								1 1 26	1 1						
新堀田中央 緑道	市住3号棟前～ 堀田保育園前	ホルトノキ マテバシイ ツバキ ヒラドツツジ シャリンバイ シシガシラ	5 9 7 169 30 18	17 1				169 30 18	169 30 18			4			5 1				
新堀田緑道 (B)	新堀田中央公園～ 堀田小学校	マテバシイ シャリンバイ	7 4	6												2			
新堀田緑道 (C)	県住M棟裏	ホルトノキ ヒラドツツジ シャリンバイ	3 14 3	1				14 3	14 3										
武久～堀田線	市道武久・堀田線 (西原台北側)	アヲカフウ ヒラドツツジ サツキツツジ	1 52 100	16				52	52							16		118	
御崎新道 若宮緑地	市道吉母～御崎線 若宮神社裏	ソメイヨシノ クロガネモチ ソメイヨシノ サシゴジュ ウバメガシ ヒイラギ マツ サツキツツジ	47 8 1 1 1 1 2 13	1 1 1								2			1				
吉見永田 緑地	市道吉見 永田本町27号線	ヤマボウシ ヒラドツツジ	1 35					35	35										
綾羅木海浜 通り	梶栗交差点～ 梶栗町二丁目5	シンジュ ハマヒサカキ トベラ ウバメガシ	1 1,340 571	21		1,340	571	571				1	10			11		571	
中山神社通り 考古博物館 通り	入口島居～神社前 考古博物館入口 ～駐車場	クロマツ ユリノキ サツキツツジ ヘデラカナリエンス			101											101			447
新下関西 綾羅木川通り	伊倉町二丁目5～ 伊倉新町二丁目1	ソメイヨシノ シマトネリコ クロガネモチ アベリア マツバギク シロバナサギゴケ ハツユキカズラ	30 28 14 2,415 8,768 1,222 29	35			2,415 8,768 1,222	236 218 29	236			5 2							795
長府～ 綾羅木線		ヒラドツツジ	1,332				228	228										228	
計			206	110	103	15,177	2,450	1,920	282	4	38	21	101		27	1,364	795		

※1 除草及び下木面積の欄以外の数値は、樹木の数を示している。なお、除草及び剪定の数値は業務量の目安とする。
 ※2 上木1とは幹周りが60cm未満のものであり、上木2とは幹周りが60cm以上のものであり、上木3とは特殊樹である。

街路樹維持管理業務7(山陰) 位置図



